

岩手地方最低賃金審議会第1回専門部会議事要旨

岩手労働局

令和5年8月2日 午後1時30分～午後4時45分

○ 主な審議事項〈公開・一部非公開・非公開〉 1 岩手県最低賃金専門部会部会長及び部会長代理の選出について 2 実地視察の概要について 3 関係労使参考人からの意見聴取について ア 関係使用者参考人2名 イ 関係労働者参考人3名 4 金額審議に当たっての労働者側及び使用者側の基本的考え方について 5 その他	出席状況	公益	3/3
		労側	3/3
		使側	3/3
○ 審議要旨			
1 岩手県最低賃金専門部会部会長及び部会長代理の選出について 部会長に細田委員、部会長代理に渡部委員が全会一致で選出された。			
2 実地視察の概要について 令和5年6月16日の実地視察の概要について事務局より説明した。			
3 関係労使参考人からの意見聴取について 一般公示により申出のあった関係使用者2名、関係労働者3名から、事前に意見書を提出していただいた上で専門部会への出席を求め、意見聴取が行われた。			
4 金額審議に当たっての労働者側及び使用者側の基本的考え方について 〈労働者側〉 県内の経済状況を各種データにより説明があり、物価上昇が続いていること、それにより日常生活に影響が出ていること、他県との最賃の格差により若年層の他県への流出が懸念されること、春闘の結果により労使ともに昨年以上に人材確保の重要性が「人への投資」で一致した結果と受け止めていることなどの説明があった。 そして、働く全ての労働者の生計費の向上と物価高騰にも耐え得る最低賃金の引上げのために、早期に1,000円以上となるよう、最低賃金の決定について、3原則の趣旨に沿って、どれか一つに偏らない審議が行われることの要望が示された。 〈使用者側〉 県内における中小企業・小規模事業者の実態の数字での説明があり、高騰する原材料費、エネルギーコスト、人件費等の上昇分を十分に価格転嫁できない中、なんとか事業の継続と従業員の雇用の維持を図っている企業が多いこと、県内の景況状況は全国と比べて弱い動きであること、雇用面については内陸部と沿岸部の差が大きいことなどの説明があった。 そして、最低賃金制度は労働者の生活を保障するセーフティネットとして、すべての企業に例外なく適用されるものであり、これを賃上げ実現の政策的手段として用いることは適切でないことと強調された。最低賃金の決定に当たっては、3要素を総合的に表している賃金改定状況調査結果における賃金の上昇率を最も重視するとの説明があった。			
5 その他 専門部会の「審議結果報告」について、内容確認を部会長に一任することが確認された。			
○ その他 傍聴人5名。 議題2の「実地視察の概要について」は、公開することにより、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがあること、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあることから、非公開とした。また、議題「関係労使参考人からの意見聴取について」の一部について、参考人が非公開を希望したことから、公開することにより率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあることから、非公開審議とした。			